

18歳以下の児童がいる世帯にはこども加算給付金の確認書（水色）も同封しています。

## 住民税均等割のみ課税世帯給付金（こども加算給付金）のお知らせ

住民税均等割のみ課税世帯給付金（1世帯10万円）の支給対象者で、次に該当する場合、こども加算給付金が支給されます。

- 令和5年12月1日時点で世帯員に18歳以下の児童のいる世帯の世帯主
- 令和5年12月1日時点で別世帯にいる18歳以下の児童を扶養している世帯の世帯主
- 令和5年12月1日以降に生まれたお子さんがいる世帯の世帯主

## こども加算給付金の金額

支給対象児童1人につき50,000円

## 手続き手順

①住民税均等割のみ課税世帯給付金（こども加算給付金分）支給要件確認書の表面に記載されている支給対象児童の氏名、生年月日を確認し、太枠の「同居・別居」のどちらかにチェック（）をします。

②「別居」にチェック（）した場合、別居の住所を記入します。

③裏面の内容を確認後、チェック欄（）にチェック（）をしてください。（チェック欄は2か所あります。）

④確認日、世帯主氏名、連絡先電話番号を記入してください。

⑤住民税均等割のみ課税世帯給付金の確認書（水色）と一緒に返信用封筒に入れて投函するか、または、最寄りの窓口（本庁地域福祉課、西根総合支所、安代総合支所、田山支所）に持参してください。

## 書類の返送または窓口提出の期限

令和6年5月31日（金）消印有効

## お問い合わせ先

八幡平市役所 地域福祉課 児童福祉係  
電話番号 0195-74-2111（内線1106）